

新	旧	主な改正趣旨
<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外流通事業者招聘支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日 決裁 平成31年3月28日 一部改正 令和3年3月27日 一部改正 <u>令和4年3月31日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外流通事業者招聘支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成30年3月30日 決裁 平成31年3月28日 一部改正 令和3年3月27日 一部改正</p>	
<p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外流通事業者招聘支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条、第3条 略</p>	<p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、海外流通事業者招聘支援に対する補助金の交付については、<u>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</u>（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条、第3条 略</p>	<p style="color: red;">補助金名称の省略が可であるため削除</p>
<p>（補助対象経費）</p> <p>第4条第1項から第2項 略</p> <p>3 宿泊料は、一泊あたり税込9,800円を上限とする。 <u>ただし、実費が9,800円より低い場合は、実費の5分の4を上限とする。</u></p> <p>第4項 略</p>	<p>（補助対象経費）</p> <p>第4条第1項から第2項 略</p> <p>3 宿泊料は、一泊あたり税込9,800円を上限とする。</p> <p>第4項 略</p>	

<p>(補助対象外経費)</p> <p>第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 国際観光旅行税については、補助対象外とする。</p>	<p>(補助対象外経費)</p> <p>第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</p> <p>2 略</p>	<p>海外渡航支援と統一した条項とする。</p>
<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>2 設立1年未満の事業者による申請 決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。</p> <p>(1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。</p> <p>(2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス) 等</p> <p>3 4 略</p> <p>5 収支計算書においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>2 設立1年未満の事業者による申請 決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。</p> <p>(1) 当該企業 <u>(輸出者)</u> が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。</p> <p>(2) 当該企業 <u>(輸出者)</u> から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)</p> <p>3 4 略</p> <p>5 収支計算書においては、積算した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。</p>	<p>輸出事業者に限らないため削除</p> <p>様式の文言に一致させる。</p>

<p>(実績報告)</p> <p>第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 収支計算書においては、実際に支出した<u>補助金基礎額計</u>から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて報告する。</p> <p>第8条、第9条 略</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 収支計算書においては、実際に支出した<u>補助対象額</u>から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて報告する。</p> <p>第8条、第9条 略</p>	<p>様式の文言に一致させる。</p>
--	--	---------------------